

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年3月24日)

【件名】

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について
(健康政策課)・・・別冊
- 2 鳥取県循環器病対策推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施
結果について
(健康政策課)・・・2
- 3 新型コロナウイルスワクチン接種に向けた取組状況について
(医療・保険課)・・・4

福祉保健部

鳥取県循環器病対策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月24日
健康政策課

鳥取県循環器病対策推進計画（案）の策定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間 令和3年3月1日（月）から3月19日（金）まで

(2) 周知方法

- ・健康政策課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
- ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
- ・鳥取県医療審議会及び鳥取県地域医療対策協議会の各委員、関係団体等への意見募集の通知
- ・報道機関への資料提供、新聞広告の掲載

(3) 意見数 9件（3名）

(4) 主な意見と対応方針

| 意見概要 | 対応方針 |
|--|--|
| 【計画期間】 ・個別施策の実行期間を3年間とし、長期計画部分を含めた県推進計画を少なくとも6年ごとに評価し、必要があれば変更等の対応をするように記載しては。 | 【計画案に反映済】 全体目標を達成するために、実行期間に関わらず、基本法第11条第3項の規定に基づき少なくとも6年ごとに検討を加えるという文言に修正済。 |
| 【禁煙対策】 ・循環器病低減、健康寿命の延伸のためには、タバコ対策を重点目標の一つに据えることが重要である。 | 【計画案に盛り込み済】 循環器病の一次予防である喫煙対策については、「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）」及び「第3次鳥取県がん対策推進計画」により推進していくこととしており、引き続き、同計画とも連携を図りながら取組を進めていく。 |
| 【喫煙・飲酒・運動等の対策】 ・不適切な食生活、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善、運動の啓発が必要である。 | 【計画案に盛り込み済】 循環器病の一次予防である喫煙・飲酒・運動対策については、「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）」及び「第3次鳥取県がん対策推進計画」により推進していくこととしており、引き続き、同計画とも連携を図りながら取組を進めていく。 |
| 【早期発見・早期治療】 ・義務教育で、循環器病の予防や正しい知識を教える必要がある。 | 【計画案に盛り込み済】 学校教育活動全般を通じて、循環器病を含め、健康的な生活を実践することのできる資質や能力を育てる教育を行うこととしている。 |
| 【在宅医療の支援体制の構築】 ・介護専門職の確保が必要では。 | 【計画案に盛り込み済】 介護保険法に基づく「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン」において、介護人材の確保、定着と資質向上について盛り込んでおり、引き続き、同計画とも連携を図りながら取組を進めていく。 |

2 計画（案）の概要

(1) 計画の期間 令和3年度から令和5年度までの3年間

(2) 計画の趣旨

- ・健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条の規定による都道府県計画である。
- ・全体目標として、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健・医療及び福祉に係るサービスの提供の充実を図ることにより、他の施策とも総合し、健康寿命の延伸、循環器病の年齢調整死亡率の低減を目指す。

3 今後の予定

令和3年3月 鳥取県健康対策協議会委員による計画最終案検討

令和3年4月 計画の施行

鳥取県循環器病対策推進計画（案）の策定について

令和3年3月24日
健康政策課

1 計画の概要

- (1) 計画期間 3年間 令和3年度～令和5年度
- (2) 計画の位置付け 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法に基づく、都道府県における循環器病対策の推進に関する計画であり、県保健医療計画、県健康づくり文化創造プランとも連動した計画としています。
- (3) 計画の基本目標等
[全体目標] ⇒ (1)、(2)により3年以上の健康寿命の延伸と年齢調整死亡率の低減を目指す。
(1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の充実
[個別施策]
- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - ② 救急搬送体制の整備
 - ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ⑤ リハビリテーション等の取組
 - ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ⑦ 循環器病の緩和ケア
 - ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援
 - ⑩ 小児期・若年期からの配慮が必要な循環器病への対策

2 計画の主な内容

| 項目 | 主な内容（太字は既存計画から新に加えた項目） |
|----------------------------------|---|
| (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 | ・鳥取県健康づくり文化創造プラン（第3次）に基づき、一次予防を図り、「健康づくり文化」の定着に向けて、県民一人ひとりが自らの健康づくりを進める |
| (2) 保健・医療・福祉に係るサービスの提供体制の充実 | ・特定健診の受診率向上、特定保健指導の実施率向上に向けた支援 ・未治療者や治療中断者等に対する保健指導の促進 |
| ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の促進 | ・循環器病危険因子である糖尿病の発症予防・重症化予防の推進 ・小中学校における健康的な生活習慣の基礎を培うような支援 |
| ② 救急搬送体制の整備 | ・循環器病患者を救急現場から急性期医療機関へ迅速かつ適切に搬送できる体制づくり |
| ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築 | ・脳卒中に関する医療提供体制：急性期患者への治療実施体制の強化 ・心疾患に関する医療提供体制：医療機関の連携、診療機能の役割分担、心臓リハビリ |
| ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援 | ・医療介護連携のための多職種連携研修事業を活用し、各医療従事者、介護専門職の多職種連携による在宅医療の支援体制の構築 |
| ⑤ リハビリテーション等の取組 | ・発症後早期に専門的な治療及びリハビリテーションを受けることができる体制づくり |
| ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 | ・県地域医療構想に準じて、「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」、「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」を目指した本県らしい医療提供体制の実現 |
| ⑦ 循環器病の緩和ケア | ・心不全患者の緩和ケアに関する人材育成（医師・看護師等） |
| ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援 | ・鳥取県高次脳機能障害がい者支援拠点機関や鳥取県てんかん診療拠点機関による患者、家族支援 |
| ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援 | ・循環器病発症後の治療と仕事の支援。県立ハローワークの活用 |
| ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 | ・若年者の心臓病による健康管理 ・心臓疾患精密検査により、循環器病の早期発見・早期治療 |

3 主なスケジュール

【これまで】 2回(9/10、2/18)の健康対策協議会、4回(7/31、10/22、1/19、1/25)にわたる各小委員会の開催、県政参画電子アンケート(2/10～2/24)の実施

【今後】 令和3年3月1日～19日 パブリックコメント実施

3月中 健康対策協議会委員による計画最終案検討

4月中 計画の施行

4 都道府県別の推進計画策定状況（令和3年3月 厚生労働省調べ）

- 計画策定が進んでおり、もうすぐ完成（3県）**鳥取県**、秋田県、栃木県
- 令和2年度中に、協議会を実施（17都道府県）
- 令和3年度に、初回の協議会を予定（27府県）

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた取組状況について

令和3年3月24日
医療・保険課

新型コロナウイルスワクチン接種について、市町村や医師会等の関係機関と連携・調整を図り、県民への円滑な接種の実施に向けた取組を進めています。

1 ワクチン接種のスケジュール

当面、国において確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととされており、医療従事者等、高齢者、基礎疾患のある者や高齢者施設等の従事者、一般の者の順に接種が進められる。

| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月以降 |
|----------------------------|---------------|---------------|-----------|------|
| 医療従事者等向け 先行接種 (国が調整) | 2/22～ 接種開始 | 3月末 接種完了予定 | | |
| 医療従事者等向け 優先接種 (県が調整) | | 3/8～接種開始 | | |
| 高齢者向け 優先接種 (市町村が調整) | | | 4月中旬～接種開始 | |

2 医療従事者等向け先行接種・優先接種の実施状況 (3/21 時点)

先行接種対象者約 1,100 人に対して 2月 22 日から、優先接種対象者約 24,900 人に対して 3月 8 日から接種を開始した。

| 区分 | 接種回数 | うち 1 回目 | うち 2 回目 | 備考 |
|------|---------|---------|---------|-----------|
| 先行接種 | 1,868 回 | 1,132 回 | 736 回 | 2/22～3/21 |
| 優先接種 | 3,754 回 | 3,754 回 | — | 3/8～3/21 |
| 計 | 5,622 回 | 4,886 回 | 736 回 | |

※接種実績については、週毎に集計し、県のホームページで公表。

※県内のワクチン接種に伴う副反応疑いとして、国から県に対して報告のあった事案は 3 件であり、いずれもアナフィラキシーや重篤な事案ではなく、当日又は翌日には回復・軽快しているものであった。

3 ワクチンの国からの供給見込み

(1) 医療従事者等向け先行接種・優先接種分

| | 時 期 | 数 量 | 配布先 |
|---|------------------------|---|--|
| 1 | 2月 18 日 | 3 箱 (585 バイアル、3510 回分、1755 人分) ※第 1 回目、第 2 回目接種分相当 | 鳥取医療センター (1 箱) 米子医療センター (1 箱) 山陰労災病院 (1 箱) |
| 2 | 3月 4、5 日 3月 10、12 日 | 6 箱 (1,170 バイアル、5,850 回分、5,850 人分) ※第 1 回目接種分相当 | 県立中央病院 (3 箱) 県立厚生病院 (1 箱) 鳥取大学病院 (2 箱) |
| 3 | 3月 22 日の週 3月 29 日の週 | 6 箱 (1,170 バイアル、5,850 回分、5,850 人分) ※第 2 回目接種分相当 | 県立中央病院 (3 箱) 県立厚生病院 (1 箱) 鳥取大学病院 (2 箱) |
| 4 | 3月 22 日の週 3月 29 日の週 | 2 箱 (390 バイアル、1,950 回分、1,950 人分) ※第 1 回目接種分相当 | 鳥取大学病院 (2 箱) |
| 5 | 4月 12 日の週 4月 19 日の週 | 2 箱 (390 バイアル、1,950 回分、1,950 人分) ※第 2 回目接種分相当 | 鳥取大学病院 (2 箱) |
| 6 | 4月 12 日の週 4月 19 日の週 | 12 箱 (2,340 バイアル、14,040 回分、14,040 人分) ※第 1 回目接種分相当 | 県立中央病院 (5 箱) 県立厚生病院 (3 箱) 鳥取大学病院 (4 箱) |
| 7 | 5月 3 日の週 5月 10 日の週 | 12 箱 (2,340 バイアル、14,040 回分、14,040 人分) ※第 2 回目接種分相当 | 県立中央病院 (5 箱) 県立厚生病院 (3 箱) 鳥取大学病院 (4 箱) |

※県立中央病院、県立厚生病院、鳥取大学病院からその他の病院等の接種会場へワクチンが分配される。

※No. 1、6、7 の供給分については、国から 6 回接種用の針・シリンジが供給される。

※No. 7 とは別に 5月 3 日の週及び 5月 10 日の週に国からワクチンの供給が予定されているが、数量等についてはまだ示されていない。

(2) 高齢者向け優先接種分

| | 時 期 | 数 量 | 配布先 |
|---|---------|---|---|
| 1 | 4月5日の週 | 2箱 (390バイアル、1,950回分、975人分) ※第1回目、第2回目接種分相当 | 琴浦町、南部町 |
| 2 | 4月12日の週 | 10箱 (1,950バイアル、9,750回分、4,875人分) ※第1回目、第2回目接種分相当 | 鳥取市、米子市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、日吉津村、大山町、日南町 |
| 3 | 4月19日の週 | 10箱 (1,950バイアル、9,750回分、4,875人分) ※第1回目、第2回目接種分相当 | 倉吉市、境港市、三朝町、北栄町、伯耆町、日野町、江府町 ※3箱は県で保管 |
| 4 | 4月26日の週 | 19箱 (3,705バイアル、18,525回分、9,262人分) ※第1回目、第2回目接種分相当 | 各市町村に1箱ずつ配布 |

※No. 1～3までの22箱の配分については、2月25日に開催された「新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会」において、県から市町村に対して配分方法を提案し、各市町村の合意を得た上で、配布時期の調整を行った。

※5月以降、順次、国からワクチンが供給される見込みであるが、供給時期や供給量は未だ示されていない。

4 市町村の取組状況

市町村が実施するワクチン接種が円滑に実施できるよう、市町村との意見交換会等を開催し、情報共有や意見交換を行うとともに、地区医師会等の関係団体等に県からも協力を要請するなど、県下一丸となった取組が実施できるよう、市町村の支援を行っている。

各市町村においては、国から4月中のワクチンの供給見込みが示されたことに対応して、ワクチン接種計画の見直しなど、ワクチン接種に向けた準備作業を行っている。

5 専門相談窓口の設置

県民からの問い合わせや相談のうち、市町村において対応が困難な専門的なものに対応できるよう、令和3年3月8日(月)に専門相談窓口を設置。(鳥取県看護協会に委託実施)

| |
|--|
| 新型コロナワクチン相談センター (鳥取県看護協会内) 午前9時から午後5時15分まで対応 (土日、祝日も対応) 電話：0120-000-406 ファクシミリ：0857-50-1033 |
|--|